今城委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。

本日は、意見書案等の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。

それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

今城委員長

初めに、議案の追加提出についてである。

総務部長、説明を願う。

(清水総務部長、説明)

- ·第28号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- ・第29号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案

今城委員長

何か質問はないか。

(な し)

2. 意見書案の協議結果について

今城委員長

次に、意見書案の協議結果についてである。

1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。

意見書案は、1番及び7番が原案のとおり、2番及び4番が文言修正の上で、以上4件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。

また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、 3番及び5番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1)委員会に付託してあった議案

今城委員長

次に、議事手続についてである。

まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案25件についての 委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。

採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

なお、4ページの資料3にあるとおり、会派から「第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても議場に配付しておくので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

修正案が提出された第1号議案については、まず修正案を採決し、修正案が可決 された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。

修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し 添える。

ア 修正案

今城委員長

次に、先ほどの議発第3号 「第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する 修正案」についてである。

この修正案については、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑

今城委員長

次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。 委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

次に、修正案に対する質疑も省略することで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

ウ討論

今城委員長

次に、議案及び修正案についての討論は、いかがしようか。

岡田(芳)委員

知事提出議案に対する討論を行う。

今城委員長

それでは、知事提出議案について討論を行うこととし、発言時間は 10 分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

(2)追加提出議案

ア 提出者の説明

今城委員長

次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案2件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることに

したいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

今城委員長

次に、質疑、委員会への付託、討論についてである。

まず、第28号議案については、早急に議決する必要があるということなので、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

次に、第29号議案についてである。

この人事議案についても、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、 直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、人事議案の採決については、10名を一括して採決することで御了承願う。

(3)議員派遣議案

今城委員長

次に、9ページの資料4、議員派遣議案についてである。

第24回都道府県議会議員研究交流大会への派遣に関する議案については、前回の 議運で本日の会議に提出することとしていた。

この議案の議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上 げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに 採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

(4)意見書議案

今城委員長

次に、11ページの資料5、意見書議案についてである。

11ページの議発第4号「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書」議案から20ページの議発第7号「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」議案までの計4件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

次に、22ページの議発第8号「「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を

求める意見書」議案についての議事手続は、いかがしようか。

県民の会は討論をさせていただく。 田所副委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、 質疑、 今城委員長 委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。

(異議なし)

それでは、さよう決する。 今城委員長

次に、25ページの議発第9号「現行の健康保険証の存続を求める意見書」議案に

ついての議事手続は、いかがしようか。

日本共産党は討論をさせていただく。 岡田(芳)委員

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、 質疑、 今城委員長 委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。

(異議なし)

それでは、さよう決する。 今城委員長

以上、ここまでが議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

確認したいが、修正案の提出を日本共産党が行うこととなっており、その討論を 中根委員

行う。その後、知事提出の条例議案に対する討論もしたいと思っていて、2人が討

論をしたいと思っていたが、それはどこにどう入るのか。

先ほど、修正案が提出され第1号議案についてお諮りし、修正動議の提案説明に 飯田議事課長

ついては10分以内で行うことが了承された。その後、知事提出議案について討論を

されるという申出があったので、討論も10分以内で了承されている。

ありがとうございました。 中根委員

それでは、事務局に説明させる。 今城委員長

(飯田議事課長、説明)

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。 今城委員長

4. 12月定例会の開催時期について

今城委員長

次に、28ページの資料6、12月定例会の開催時期についてである。

事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申出について

今城委員長

次に、29ページの資料7、継続審査調査の申出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ることに、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

6. 議員派遣に係る報告書の提出について

今城委員長

次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。

南加高知県人会創立115周年記念訪問に派遣した議員から、派遣の報告書が議長に提出された。

その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

なお、全議員に対しては、後ほどグーグルドライブに写しのデータを保管し、併せて図書室にも配置することとする。

7. 虚礼廃止の広報について

今城委員長

次に、30ページの資料9、虚礼廃止の広報についてである。

公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。

これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、30ページの文案により、 県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。

また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶 として掲載することも、併せて御了承願う。

(了 承)

8. その他

今城委員長

次に、その他についてである。 まず、事務局から報告がある。 議事課長どうぞ。

飯田議事課長

県議会議員と高校生との意見交換会について御報告させていただく。資料のほう はない。

県議会議員と高校生との意見交換会については、教育委員会の主催により毎年度 実施をされており、県議会としても積極的に協力しているところである。この意見 交換会について、例年教育委員会から開催の御案内をいただいているが、現時点で は、まだ日程を含め内容について調整中とのことで案内が届いていない。教育委員 会としては例年どおり実施の方向であるとのことであるので、後日案内が届いたら、 参加の御協力をいただくようよろしくお願いする。

以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

(な し)

今城委員長

次に、総務課長どうぞ。

福島総務課長

防災訓練等の実施についてである。

本日、議会閉会後の午後1時10分から予定どおり防災訓練等を実施する。議会でお疲れのところであり、またお忙しいことと思うが、御参加のほどお願いする。

お知らせは以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

(な し)

今城委員長

ほかにないか。

(な し)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。 本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。 以上で、議会運営委員会を終わる。